

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

よくある質問 Q&A

熱と電気の有効利用促進事業

Ver. 1.00

よくある質問 Q&A 目次

1. 助成金制度について	Q.101～Q.110	P.1
2. 助成対象住宅について	Q.201～Q.207	P.4
3. 助成対象機器について	Q.301～Q.304	P.6
4. 申請方法について	Q.401～Q.411	P.6
5. 共同申請（リース活用）について	Q.501～Q.505	P.9
6. エコキュート等について	Q.601～Q.604	P.10

1. 助成金制度について

Q101

国や他の自治体等の助成金との併用は可能ですか？

A101

可能です。ただし、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給することはできません。

Q.102

既に対象機器を設置しているのですが、設置後の申請は認められますか？

A.102

本事業では、原則、対象機器の設置前に助成金の申請を行うこととし、対象機器の設置に係る領収書に記載された日付（領収日）が、令和4（2022）年4月1日から令和7（2025）年9月30日までのものが対象となります。

ただし、交付申請時に対象機器の設置が完了しており契約書の日付が令和4（2022）年9月30日までの場合は、令和4（2022）年10月31日までに交付申請書と実績報告書を同時に提出することで設置後の交付申請を認めます詳細は、「助成金申請の手引き」4ページ及び9ページ、14ページをご確認ください。

Q.103

売買契約は交付決定後でないと締結できないのですか？

A.103

本事業では、原則、交付決定後の売買契約締結となります。

ただし、令和4（2022）年4月1日から令和4（2022）年9月30日までに売買契約若しくはリース契約を締結する場合又は対象機器の設置を行う場合は、交付決定前の契約締結を認めます。詳細は、「助成金申請の手引き」4ページ及び9ページ、14ページをご確認ください。

なお、契約後、交付申請時に設置後（領収済み）の場合は、Q.102にも記載ある通り令和4（2022）年10月31日までに交付申請書と実績報告書を同時に提出ください。交付申請時に未設置（領収前）の場合は、令和4（2022）年10月31日までに実績報告書を提出ください。

Q.104

対象機器を設置した建売戸建住宅を販売する事業者ですが、販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか？

A.104

可能です。販売前の住宅については、重要事項説明書案を添付の上、対象機器を設置する建物ごとに助成金交付申請書（個人・法人用）（第1号様式）を用いて申請してください。

また、販売業者（以下「住宅供給事業者」）が助成対象機器を設置した新築分譲住宅を販売した後は、助成対象機器の所有権移転後速やかに「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第12号様式）」を提出してください。

Q.105

住宅供給事業者による申請の場合、住宅供給事業者は、対象機器の管理・処分等について、新築分譲住宅等の買主に対して、重要事項説明書により説明することとされています。説明にあたって注意する点はありますか？

A.105

住宅供給事業者の方には、新築分譲住宅等の買主となる方に対し、公社が重要事項説明書に記載を求める内容について十分な説明を行っていただくとともに、買主の同意を得た上で対象機器を設置した住宅に関する売買契約を行ってください。

以下の内容を踏まえ、買主に対する説明を行っていただくようお願いします。

- ・住宅供給事業者においては、マンション・建売戸建住宅等（以下「新築分譲住宅等」という。）にあらかじめ対象機器を設置する際の投資負担軽減が可能となります。その結果として、対象機器を含む住宅の販売価格上昇を一定程度抑制することが可能となるため、都民にとって、対象機器を導入しやすい環境が一層広がるものと考えられます。
- ・助成金の交付を受けた対象機器は、法定耐用年数の期間内において、対象機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主の責任により、適切に使用・管理していただく必要があります。なお、対象機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主が法定耐用年数の期間内に廃棄等の処分を行う場合は、当該所有者が財産処分の手続きを行い、助成金の一部を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

Q.106

交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか？

A.106

必要に応じて行う場合があります。

Q.107

ローン契約やクレジット契約の場合、助成の対象になりますか？

A.107

助成金の交付対象者は、新たに設置した対象機器の所有者です。したがって、ローン契約やクレジット契約であっても、対象機器の所有者が対象機器の設置費用を支払ったことを領収書により確認することができれば、助成の対象になります。

ただし、領収書は、対象機器の販売を行った者が発行したものである必要があります。クレジット契約やローン契約等の理由により収入印紙の貼付がない場合は、領収書にその旨を明記ください。なお、明記がない場合は領収書と併せてクレジット契約等の写しを提出願います。※電子領収書で収入印紙がない場合も、電子領収書であることを明記してください。

Q.108

対象機器の設置に係る工事費は、助成の対象となりますか？

A.108

助成対象機器の設置に関する工事費は対象となります。

Q.109

工事費には何が含まれますか？

A.109

太陽熱利用システム、地中熱利用システム及び太陽光発電システムいずれも助成対象経費の一覧がございますので「助成金申請の手引き」9、10ページをご参照ください。太陽光発電システムについては、「太陽光発電システム助成金申請の手引き」10ページをご参照ください。

Q.110

助成金交付申請書（第1号～第2-1号様式）の〈誓約事項〉に対する誓約を証明するために必要となるチェック欄は必須ですか？

A.110

必須です。公社が助成金の交付申請を受理するに当たって、助成申請者及び手続き代行者の方々には、〈誓約事項〉に誓約いただく必要があります。この誓約事項への誓約は、申請内容に虚偽の記載がないこと、設置した対象機器を適切に管理すること等について誓約いただくことを目的としています。申請書類等において虚偽の記載等があった場合や、申請時の同意事項に反する行為が行われた場合は、助成申請者に対して、助成金の返還を求めることがありますので、その点を十分に認識いただいた上で、申請をお願いします。

2. 助成対象住宅について

Q.201

二世帯住宅で、太陽光発電システムを親世帯と子世帯に設置する予定です。それぞれの世帯ごとに申請は可能ですか？
なお、電灯契約はそれぞれ締結しています。

A.201

世帯ごとに一对の太陽光発電システムとエコキュートがあり、電灯契約が世帯ごとに締結されているのであれば、申請可能です。ただし、申請書は別々で提出する必要があります。（1 申請書にまとめて提出することはできません。）

Q.202

対象機器を設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の申請者（対象機器の所有者）は別の人物です。この場合、住宅の所有者（居住する夫婦）2 名が、設置を承諾した旨を証明する書類を提出する必要はありますか？

A.202

承諾を証明する書類を提出いただく必要はありません。ただし、対象機器を設置する住宅の全ての所有者が、その設置について承諾している必要があるため、助成申請者及び手続き代行者は、全ての住宅所有者の設置承諾が得られていることを確認した上で、助成金交付申請書（第 1 号～第 2 号様式）の〈誓約事項〉へ記入（チェック）を行ってください。公社は、〈誓約事項〉の記入（チェック）で、設置に対する承諾が得られている旨を確認します。

Q.203

都民ですが都外に別荘があります。この別荘に対象機器を設置した場合、助成の対象になりますか？

A.203

本事業の対象にはなりません。本事業では、都内に設置されたものが助成対象になります。したがって、都民であっても、都外に設置したものは助成の対象外となります。

Q.204

助成金の申請者が、対象機器から供給される熱を利用する住宅（助成対象住宅）に居住していない場合でも申請はできますか？

A.204

対象機器の所有者（領収書の宛名欄に記載された者）であれば申請は可能です。このため、助成金申請者が単身赴任等の理由で当該住宅に居住していない場合でも、申請は可能です。申請者（対象機器の所有者）が、対象機器を設置した住宅に居住しているかどうかは、助成要件ではありません。

Q.205

個人又は法人の賃貸オーナーが所有する賃貸住宅の専有部分に対象機器を設置する場合、個人又は法人が社宅とする賃貸住宅は、助成対象となりますか？

A.205

対象となります。申請者は、個人申請用又は法人申請用の申請書により申請を行ってください。また、設置後は、対象機器の所有者である個人の賃貸オーナー又は法人が、法定耐用年数の間、管理を行ってください。

Q.206

モデルハウスに熱利用機器を設置しましたが、助成対象となりますか？

A.206

モデルハウスへの設置は事業使用となるため、助成対象外です。

Q.207

マンションの共有部分に対象機器を設置する場合、申請できますか？

A.207

助成対象機器により供給される電気を住宅の居住の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。）で使用される場合に申請できます。

3. 助成対象機器について

Q.301

中古品は対象となりますか？

A.301

中古品は助成対象となりません。但し、太陽光発電システムの助成要件であるエコキュートについては助成対象外のため新品に限ってはおりません。

Q.302

地中熱利用システムの定格 COP 値は「暖房時定格 COP」、「暖房時安定時 COP」のどちらを指していますか？

A.302

「暖房時定格 COP」を指します。記載がない場合は、定格暖房能力 (kW) / 定格暖房消費電力 (kW) で求められます。

Q.303

助成金交付申請時に記載する購入予定金額には定価を記載してよろしいでしょうか？

また、工事費は含むのでしょうか？

A.303

定価、見積額と助成対象経費は直接関係しません。このため、交付申請時の助成対象経費は、見積もりの金額をもって確認させていただきます。

また、機器設置に係る工事費は助成対象経費に含みます。

Q.304

交付決定後に変更可能な項目とその手続き方法はどのように行えばよいのでしょうか。

A.304

本助成金は、対象機器について、対象機器設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（太陽熱利用システム：15年、地中熱利用システム：15年間、太陽光発電システム：17年）が経過するまでの期間内において、保有義務を含む善管注意義務があります。

その間に変更が生じた場合は、氏名（法人名）・住所の変更は「助成事業者の変更届出書（第8号様式）」
相続または法人の合併、分割等による変更は「一般承継による助成事業者の地位承継承認申請書（第9号様式）」
売買または贈与、契約等による変更は「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第12号様式）」を会社に提出する必要があります。その際、承継による変更になった場合、助成金交付に伴う義務は全て新たな所有者に移転することになります。

4. 申請方法について

Q.401

新築家屋とあわせて対象機器を購入するのですが、実績報告書に添付する領収書は、家屋と対象機器の合計額が記載されているものでいいですか？

A.401

領収書は発行されたものをご提出ください。ただし、領収書と併せて提出していただく内訳書には、申請者が対象機器を購入したことが分かるよう、対象機器設置場所住所、対象機器の機器費（税抜）、工事費（税抜）の明細、補助熱源機の控除額（税抜）、メーカー名及びシステム型番、型番、製造番号等が記載されている必要があります。住宅販売会社等に作成を求めた上で、申請添付書類としてご提出ください（「助成金申請の手引き」37ページ参照）。

Q.402

提出必須の領収書の内訳ですが、会社のホームページに掲載されている様式を必ず使用しなくてはならないでしょうか？

A.402

会社のホームページで公開しているひな形「対象機器に関する領収書の内訳について」を使用し、内容を不足なく記載してください。

Q.403

地中熱利用システムの提出書類にある系統図はどういったことが記載されているものでしょうか？

A.403

クローズドループ型と分かるように図示されており、加えて熱の流れも図示されている必要があります。
水平埋設型の場合は、採熱工法を、垂直埋設型の場合は、採熱工法と部材名称の両方を記載してください。
なお、記載方法等、ご不明点があればお問合せください

Q.404

熱利用システムが交付要綱に適合するかを証明する提出書類リストの中に、製品カタログ等の写しとありますが、等とはどういったものが含まれますか？

A.404

製品カタログの他に、製品仕様書やホームページの製品紹介ページ等が含まれます。

Q.405

太陽熱利用システムのカタログを確認すると、本体構成機器の中にリモコンも含まれています。リモコンは対象になりますか？

A.405

補助熱源機以外の本体構成機器は「リモコン」も含めて助成対象となります。詳細は提出いただいたカタログ等にて確認します。

Q.406

申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？

A.406

同時に複数申請する場合は、一つの封筒にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず1申請ごとにクリップ止めする等分けて入れて下さい。また、必ず申請数と申請者名がわかる一覧表を添付して下さい。

Q.407

交付申請の審査状況について教えていただけますか？

A.407

審査状況はお教えすることはできかねます。審査結果につきましては、文書にて申請者に通知します。

Q.408

申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？

A.408

会社が申請書を受け付けてから、通常2か月から3か月程度で交付決定通知書を送付します。ただし、申請の混雑状況や内容に不備がある場合は3か月以上かかる場合もありますのでご了承ください。

また、実績報告書を受け付けてから5か月程度で助成金確定通知書を送付します。ただし、受付開始後や締め切り日間近などは申請が集中するため、前述の期間では送付できないことが想定されますので、余裕を持って申請を行ってください。また、内容に不備がある場合は更に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

確定通知後、約3週間後に指定口座に助成金をお支払いします。

Q.409

契約当事者（販売会社）以外が代行者になることは可能でしょうか？

A.409

特に手続代行者に対する制限はありません。ただし、手続代行者は申請の窓口となりますので、責任を持って申請してください。

なお、手続代行者が、交付要綱等の規定による手続を遂行しない場合、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることがありますので、ご注意ください。

Q.410

助成金振込先として、気を付ける点はありますか？

A.410

口座名義は申請者と同一にしてください。なお、貯蓄預金口座、定期預金口座には振込が出来ませんのでご注意ください。

Q.411

新築マンションの管理会社ですが、未だ管理組合における理事長を選任する総会が開かれておらず、代表者が存在せず、管理組合法人も未設立です。対象機器については、管理組合の所有となることが、マンション契約時の重要事項説明書に記載済みです。この場合、管理組合による設置の承諾が得られていれば、管理会社による申請は可能でしょうか？

A.411

助成対象者は、助成対象機器を所有する者を対象としていますので、対象機器を所有せず、管理等を担われている管理会社による申請は出来ません。管理組合の代表者又は管理組合法人による申請を行ってください。

5. 共同申請(リース活用)について

Q.501

リース後に所有権の移転は出来ますか？

A.501

対象機器の法定耐用年数（太陽熱利用システム：15年、地中熱利用システム：15年、太陽光発電システム：17年）以上過ぎていれば、手続きを行わずにリース等の後の所有権の移転が可能です。法定耐用年数の期間内に、助成対象機器の所有権を移転した場合には、移転後速やかに「一般承継による助成事業者の地位承継届出書（第9号様式）」もしくは「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第12号様式）」を提出してください。

Q.502

リース期間終了後、使用者に販売オプションはつけることができますか？

A.502

リース期間終了後であれば可能です。

Q.503

リース契約を途中解約する場合は、どうすればいいですか？

A.503

原則、途中解約は認めておりません。

本助成金の交付条件として、法定耐用年数の期間において、適切に管理・使用していただくことを条件としています。やむを得ずリース契約の解約が生じる場合の手続きについては個別に対応いたしますので、公社までご連絡ください。

Q.504

リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？

A.504

申請の主体は、「所有者」であるリース事業者になります。

Q.505

リース料金は、どのように算出すればいいですか？

A.505

リース業者から機器使用者への還元方法に規定はありません。リース料金からの減額や一括振込等還元方法は問いません。

Q.506

太陽光発電システムの申請を検討しています。太陽光発電システム、エコキュートそれぞれ別会社が同一のユーザーにリースを行っていますがどのような書類が必要ですか。

A.506

太陽光発電システムの所有者が使用者と共同で、交付申請書（共同申請用）第 2-1 号様式をご提出下さい。エコキュート等のリース契約書は使用者より提出をもらい、太陽光発電システムとエコキュート等が同一使用者、同一設置住所であることを確認のうえ、公社へ申請書等書類と一緒にしてご提出ください。そのほか必要書類については太陽光発電システムの手引き及びエコキュートの要件をご確認ください。

6. エコキュート等について

Q.601

エコキュート等への助成はありますか。

A.601

エコキュート等へ助成はしていません。

太陽光発電システムへの助成金申請の条件として、エコキュート等の設置があります。

他の条件については太陽光発電システムの手引きをご確認ください。

Q.602

エコキュート等の性能要件を教えてください。

A.602

契約又は設置済みの年月日により性能要件が変わります。

①令和 4 年 9 月 30 日までに契約又は設置済み

・エコキュート

「省エネ型製品情報サイト」への掲載がされていること。

資源エネルギー庁 「省エネ型製品情報サイト」

<https://seihinjyoho.go.jp/>

・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器（ハイブリッド給湯器）

「温熱・省エネ設備機器等のポータルサイト」への掲載がされていること。

（一社）住宅性能表示協会 「温熱・省エネ設備機器等のポータルサイト」

<https://shoenekikiportal.hyoukakyokai.or.jp/#/house>

②令和 4 年 10 月 1 日以降の契約又は設置

・エコキュート

エネルギー消費効率が、貯湯缶が一缶の場合にあつては、3.3 以上、貯湯缶が多缶の場合にあつては、3.0 以上（東京ゼロエミ住宅指針の基準）を満たすこと。

参考：資源エネルギー庁 「省エネ型製品情報サイト」

<https://seihinjyoho.go.jp/>

・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器（ハイブリッド給湯器）

「温熱・省エネ設備機器等のポータルサイト」への掲載がされていること。

（一社）住宅性能表示協会 「温熱・省エネ設備機器等のポータルサイト」

<https://shoenekikiportal.hyoukakyokai.or.jp/#/house>

設置年月日の証明ができない場合は②の東京ゼロエミ住宅指針の要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。
詳細については助成金申請の要件（エコキュート）及びエコキュート等の性能要件、提出書類をご確認ください。

Q.603

エコキュートの性能要件を確認したところ、「省エネ型製品情報サイト」に記載がなかった。要件対象外となってしまうのでしょうか。

A.603

エコキュートが「省エネ型製品情報サイト」への掲載がない場合は、ゼロエミ住宅指針の性能要件を満たすことが証明できれば要件対象とします。

なお、ハイブリッド給湯器は「温熱・省エネ設備機器等のポータルサイト」に記載がない場合もハイブリッドのガス部分、ヒートポンプ部分の性能要件を満たす証明ができれば要件対象とします。

Q.604

令和4年9月30日までに設置が完了している。性能要件確認のために省エネ型情報サイトを見ているが、「エコキュート」と「エコキュート2025」のタブがある。どちらに掲載されていれば良いのか。

A.604

どちらかに記載があれば要件対象とします。